

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日)【病院局】

行政職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	定型的な業務を行う職務	170	14.1%	職員	170	478	39.7%	職員級
				計	170			
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	308	25.6%	職員	308	478	39.7%	職員級
				計	308			
4級	主任の職務	185	15.4%	主任 職員	176 9	185 内、再任用 52	15.4%	主任級
				計	185			
5級	主査の職務	327	27.2%	主査 課長補佐	182 145	327	27.2%	主査級
				計	327			
6級	本庁の班長の職務	132	11.0%	県立病院の課長 次長 課長補佐 班長 主幹 主任放射線技師 主任検査技師 専門員 主任理学療法士	40 18 15 7 1 19 18 12 2	132 内、再任用 11	11.0%	班長級
				計	132			
7級	本庁の副課長の職務	51	4.2%	次長 技師長 部長 副課長 班長	22 18 7 3 1	51	4.2%	副課長級
				計	51			
8級	本庁の課長の職務	19	1.6%	部長 本庁の課長 参事	14 3 2	19	1.6%	課長級
				計	19			
9級	病院局長の職務	9	0.7%	管理局長 病院局長	8 1	9	0.7%	局長級
				計	9			
10級	副管理者の職務	2	0.2%	管理局長 副管理者	1 1	2	0.2%	部長級
				計	2			
特10級	職務の複雑、困難及び責任の度が10級の職務よりも高度であると管理者が特に認める職務							理事級
合計		1,203	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日)【病院局】

医師・歯科医師職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	43	5.2%	職員	43	43	5.2%	職員級
				計	43			
2級	県立病院の医長の職務	284	34.3%	医長	279	284	34.3%	医長級
				主査	5			
				計	284			
3級	県立病院の部長の職務	224	27.0%	医長	163	224	27.0%	部長級
				科部長	56			
				主査	4			
				主幹	1			
				計	224			
4級	県立病院長の職務	278	33.5%	科部長	141	278	33.5%	院長級
				部長	65			
				副院長	33			
				センター長	9			
				次長	9			
				院長	7			
				院長補佐	2			
				室長	1			
				副センター長	1			
				参事	10			
				計	278			
合計		829	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日)【病院局】

看護職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務							
				計				
2級	看護師の職務	1,926	45.2%	看護師	1,926	1,926	45.2%	看護師級
				計	1,926	内、再任用 31		
3級	県立病院の主任の職務	1,951	45.8%	主任 看護師	1,923 28	1,951	45.8%	主任級
				計	1,951			
4級	県立病院の看護師長の職務 県立病院の主査の職務	331	7.8%	主査 看護師長 専門員	178 151 2	331	7.8%	看護師長級
				計	331	内、再任用 2		
5級	県立病院の看護部次長の職務	29	0.7%	次長	29	29	0.7%	看護部次長級
				計	29			
6級	県立病院の看護部長の職務	19	0.4%	部長 参事	9 10	19	0.4%	看護部長級
				計	19			
7級	県立病院の副院長の職務	2	0.0%	副院長	2	2	0.0%	副院長級
				計	2			
合計		4,258	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日)【病院局】

特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合							
				計				
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合							
				計				
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合							
				計				
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合							
				計				
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に重要な業務に従事する場合							
				計				
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に重要な業務に従事する場合							
				計				
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に重要な業務に従事する場合	4	100.0%	院長	4	4	100.0%	
				計	4			
合計		4	100.0%		4			